

令和 3 年度

坂本地域まちづくり推進協議会総会



令和 2 年度国天然記念物指定 100 周年を迎えた「坂本のハナノキ自生地」(大正 9 年 7 月 17 日指定)

令和 3 年 6 月 1 1 日 (金)

坂本公民館ホール

令和3年度総会に向けて

坂本地区まちづくり推進協議会
会長 市岡 勉

坂本地区まちづくり推進協議会（以下「まち協」）の皆様、日ごろはまち協の運営に関しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて昨年、年初めに発生しました新型コロナウイルスによる感染症の蔓延は衰えを見せず、この5月には中津川市でも毎日新規感染者が発生しております。

このような状況下、まち協の活動もままならず事態の鎮静化を待っている次第です。このままですと令和3年度総会も昨年同様やむを得ず「書面表決」とせざるを得ませんので、予めご了承のほどご理解をお願い申し上げます。

そこで坂本区民の皆様に対面以下の2点の取り組みについてご協力をよろしくお願い致します。

①新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けて

今回の全国的なウイルス蔓延は、かつて私たち日本国民が経験したことの無い事態であり今後の展開がまったく予測できません。そこで、まず自分自身とご家族を守ってくださるようお願い致します。次に、中津川市長より、この5月まで13次にわたって「感染症対策」の呼びかけがなされており、その内容が皆様方の生活の基本と考えますので、もう一度読み直して書かれていることをしっかり守って下さるようお願い致します。

なお、中津川市では高齢者よりすでに感染症ワクチンの接種が始まっております。行政の指示に従って粛々と接種を受けていただきますよう、よろしくお願い致します。

②地域の交通安全対策について

現在、坂本地区ではリニア中央新幹線とその周辺工事、濃飛横断自動車道工事、リニア後を見据えた民間の関連工事など、既にその多くが発注着工され関係車両は日に日に増加しております。

地域の子どもや高齢者など歩行者を交通事故から守るため、行政に対し交通安全施設の充実や道路整備の要望も提出しておりますが、まず自分たちでできることとして「日本一歩行者を大切にすまち さかもと」を目指し、坂本区民の皆様とすべての工事関係者、車両運行事業者に協力を要請し地域一体となって、すべての交通事故を防止する運動に取り組んでおります。その一環として、4月22日に中津川警察署長に「横断歩行者保護宣言」を行い、それを受けて中津川警察署は坂本地区を「歩行者保護重点対策エリア」に指定し、この運動に応えて頂いているところです。

以上2点の取り組みについて皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年度のまち協の活動方針につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、総会議案書に基づき取り組みを進めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。

総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議 事

議第1号 令和2年度事業報告について

議第2号 令和2年度収支決算報告・会計監査報告について

議第3号 坂本地域まちづくり推進協議会規約の一部改正について

議第4号 令和3年度事業計画(案)について

議第5号 令和3年度収支予算(案)について

6 議長解任

7 閉会のことば

令和2年度事業報告

●会議の開催

日付	場所(会場)	事業名	備考
5月 8日(金)	坂本事務所	役員選考委員会	
5月15日(金)	坂本事務所	第1回役員会	
5月22日(金)	坂本事務所	第1回三役会	
5月29日(金)	坂本事務所	第2回役員会	
6月19日(金)	坂本公民館	令和2年度総会	書面決議
6月23日(火)	坂本事務所	第3回役員会	
7月21日(火)	中津川公園多目的広場	サプライズ花火大会	
8月 5日(水)	坂本事務所	第4回役員会	
11月12日(木)	坂本事務所	第5回役員会	
12月 3日(木)	坂本小学校	リニア学習会	参加者:123名 (坂本小学校5年生)
12月18日(金)	坂本事務所	第2回三役会	
1月13日(水)	坂本事務所	第6回役員会	
2月17日(水)	坂本事務所	第7回役員会	
2月25日(木)	坂本こども園	ハナノキ自生地国天然記念物 指定100周年記念植樹	
3月 4日(木)	坂本事務所	第8回役員会	区長会と合同開催
3月29日(月)	坂本事務所	第9回役員会	

●各部会の開催(4月～3月)

総務企画部会(16回) 教育文化部会(5回) 生活福祉部会(12回)

産業振興部会(6回)

●広報紙「まちづくり推進協議会だより」の発行 第13号(1月)

●坂本地区要望書「区民の願い」の作成・提出 3月12日(金)

●「坂本のハナノキ自生地」国天然記念物第1号指定100周年記念

パンフレットの発行(3月)

●「日本一歩行者を大切にすまち さかもと」啓発ポスター作製・配布(3月)

●坂本まち協ホームページリニューアル(3月) ※令和3年4月1日公開

令和2年度 収支決算書（一般会計）

1. 収入

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引額	説 明
1. 繰越金	1,264,274	1,264,274	0	前年度繰越金
2. 補助金	2,087,000	1,570,600	△ 516,400	リサイクル補助金 132,600円 リニア沿線対策補助金 350,000円 地域一括交付金 1,088,000円
3. 会 費	600,000	626,400	26,400	200円×3,132世帯
4. 売払収入	100,000	51,610	△ 48,390	リサイクルボックス売上金
5. 繰入金	63,764	63,764	0	基金会計より繰り入れ
6. 諸 収 入	962	16	△ 946	預金利子 16円
合 計	4,116,000	3,576,664	△ 539,336	

2. 支出

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差引額	説 明
1. 会議費	50,000	32,199	17,801	会議開催通知郵送代等
2. 事業費	2,989,000	2,372,242	616,758	まち協だより印刷費 252,120円 サブライズイベント(花火)開催費 406,193円 協働の生活環境づくり事業費 188,358円 まち協部会活動事業費 122,209円 ハナノキ国天然記念物指定 100周年記念事業費 154,412円 まち協HPリニューアル事業費 546,260円 交通安全(歩行者優先)事業費 53,030円 駅前トイレ清掃費 649,660円
3. 事務費	200,000	160,335	39,665	コピー用紙、プリンタートナー、ファイル等
4. 備品費	100,000	55,660	44,340	水質検査機器 55,660円
5. 予備費	777,000	0	777,000	
合 計	4,116,000	2,620,436	1,495,564	

※科目間の流用を認める

収入合計		支出合計		次年度繰越金
3,576,664円	-	2,620,436円	=	956,228円

坂本地域まちづくり推進協議会会計 安藤 鈺治 ⑨

監査報告

諸帳簿並びに証拠書類を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

令和3年5月21日

監 事 加藤 正和 ⑨

監 事 桃井 奈津男 ⑨

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は会計が別途保管しております。

議第3号

坂本地区まちづくり推進協議会規約の一部改正について

坂本地区まちづくり推進協議会規約を次のとおり一部改正する。

改正内容は、別紙1のとおり

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第7条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。</p> <p>(4) 会計は経理を担当する。</p> <p>(5) <u>監事は協議会の会計監査を担当する。</u></p> <p>(6) 部会長は部会の運営を担当する。</p> <p>(代議員)</p> <p>第11条 本会を構成する会員の代表者として総会に出席する代議員を置く。</p> <p>2 代議員の選出は、各区から区長及び副区長の2名並びに各種団体から代表1名とする。ただし、副区長が選出されない区においては、区長が指名した町内会長(組長)とする。</p> <p>3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。</p> <p>4 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第7条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。</p> <p>(4) 会計は経理を担当する。</p> <p>(5) 部会長は部会の運営を担当する。</p> <p>(代議員)</p> <p>第11条 本会を構成する会員の代表者として総会に出席する代議員を置く。</p> <p>2 代議員の選出は、区長及び副区長並びに各種団体から1名とする。ただし、副区長が選出されない区においては、区長が指名した町内会長とする。</p> <p>3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。</p> <p>4 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>(省 略)</p>

(附則)

この規約は平成13年7月24日から施行し、最初の役員及び委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

(この規約の施行日をもって坂本地域総合計画推進協議会規約は、廃止する。)

(附則)

この規約は、平成14年5月28日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年2月23日臨時総会)

(附則)

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年5月22日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月30日臨時総会)

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、規約第16条の削除に係る改正については、令和2年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

(附則)

この規約は平成13年7月24日から施行し、最初の役員及び委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

(この規約の施行日をもって坂本地域総合計画推進協議会規約は、廃止する。)

(附則)

この規約は、平成14年5月28日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年2月23日臨時総会)

(附則)

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年5月22日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月30日臨時総会)

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、規約第16条の削除に係る改正については、令和2年7月1日から施行する。

坂本地域まちづくり推進協議会規約 (案)

(名称及び事務所)

第1条 本会は、坂本地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」）と称し、事務所は坂本事務所内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、「住民参加によるまちづくり」を基本理念とし、坂本地区の住民（以下「区民」という。）の良好なコミュニティの形成及び地域の自然や特色を活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、坂本地区区長会（以下「区長会」という。）と連携し、次の事業を行う。

- (1) 各部会の所管事項に関する調査研究
 - (2) 良好な地域コミュニティの形成に関する区民への普及啓発
 - (3) 坂本地域まちづくりビジョンの策定
 - (4) まちづくりに関する区民及び関係団体等への提言並びに支援
 - (5) まちづくりに関する行政への提言及び要望
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業を実施した場合は区長会へ報告するものとする。
- 3 第1項各号に定める事業を行うにあたり、区民の意思を確認する必要がある場合は区長会と協議し、その判断を仰ぐものとする。

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 坂本地域に住所を有する個人
- (2) 坂本地域で活動する各種団体、組織及び法人等
- (3) その他会長が推薦する者

(役員を選出)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 部会長 若干名

第6条 役員は選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

2 選考委員会の委員は役員会の構成員をもって充て、委員長は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は役員会及び各部会等に参画し、それぞれの調整を行う。

(4) 会計は経理を担当する。

(5) 監事は協議会の会計監査を担当する。

(6) 部会長は部会の運営を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の承認を得て会長が選任するものとする。

3 顧問は、会議に出席することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、部会及び専門分科会とする。

2 総会を除く、会議はすべて2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代議員)

第11条 本会を構成する会員の代表者として総会に出席する代議員を置く。

2 代議員の選出は、各区から区長及び副区長の2名並びに各種団体から代表1名とする。ただし、副区長が選出されていない区においては、区長が指名した町内会長(組長)とする。

3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。

4 代議員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により選出された代議員の仕事は、前任者の在任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する本会の議決機関であり、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 定期総会は、毎年1回開催し、次のことを議決する。
 - (1) 役員を選任にすること。
 - (2) 事業計画、事業報告にすること。
 - (3) 予算及び決算にすること。
 - (4) 規約の改廃にすること。
 - (5) その他、本会の運営に関し、必要と認められること。
- 5 臨時総会は、代議員の2分の1以上の要請があったとき、又は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 6 総会は、委任状を含めて代議員の過半数の出席で成立する。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集して、次の事項を協議する。

- (1) 総会に諮る事項の調整及び決定にすること。
- (2) 部会にかかる懸案事項の調整及び方針にすること。
- (3) 各種活動の企画、事業方針にすること。
- (4) 行政と協議すべき案件の調整及び方針にすること。
- (5) その他、本会の運営に関し、必要と認められること。

(部会)

第14条 協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は若干名とし、各部会員（以下「部員」という。）の割り振りは会長が指名する会員をもって構成する。
- 3 部会は、部会長が招集し議長となる。

(専門分科会)

第15条 特定の事業を推進するために、協議会に専門分科会を設けることができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する部員、その他必要とする者をもって構成する。
- 3 専門分科会の活動内容、分担などの必要な事項は、会長が各専門分科会と協議して定める。
- 4 専門分科会には、分科会長を置き、部会構成員の中から選出する。
- 5 専門分科会は、分科会長が招集し議長となる。

(経費)

第16条 協議会の運営に関する経費は、会費、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てるが財産（この会名義の貯金）については、会員は持分を有しない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が総会に諮って決める。

(附則)

この規約は平成13年7月24日から施行し、最初の役員及び委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

(この規約の施行日をもって坂本地区総合計画推進協議会規約は、廃止する。)

(附則)

この規約は、平成14年5月28日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年2月23日臨時総会)

(附則)

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年5月22日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年5月26日から施行する。

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月30日臨時総会)

(附則)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、規約第16条の削除に係る改正については令和2年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は、令和3年6月11日から施行する。

令和3年度 坂本地域まちづくり推進協議会事業計画 (案)

「区民協働による安心・安全で元気なまちづくり」に取り組む

1. 方針

坂本地域では、リニア中央新幹線開業に向け多くの事業が進められています。リニア中央新幹線の開業により、当地域は岐阜県の東の新たな玄関口という役割を担うと共に、東濃地域の中心としての発展が期待されます。

しかし、その一方で地域内の大型事業が進展することによる日常生活への影響、多くの工事車両が通行することに伴う歩行者の安全確保の課題。また、少子高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になり、地域コミュニティの機能が低下しているという課題があります。

リニア中央新幹線を活かし、私たちの坂本地域を活力ある住みよい元気なまちにしていくためには、区民の安心・安全はもとより、地域で受け継がれてきた豊かな自然環境、独自の歴史・文化の継承、そしてお互いが助け合う地域コミュニティの増進など、地域が主体となって活動できる環境づくりが重要です。

いまだ衰えを見せないコロナウイルスにより活動には制限がありますが、協議会では「住民参加によるまちづくり」という基本理念に基づき、区民の皆様一人一人のご協力のもと、区長会や参加団体などと連携・協力しながら、坂本地域を笑顔で暮らせる安心・安全で元気なまちにするため、以下の事業に取り組んでまいります。

2. 事業

【部会別重点事項】

- 総務企画部会 … ホームページ等を活用した地域情報発信事業
日本一歩行者を大切にするまち さかもと推進事業
災害に強いまちづくり事業
- 生活福祉部会 … 高齢者生活支援事業
マイナンバーカード申請サポート事業

議第 4 号

- 教育文化部会 … 幼稚園跡地の活用検討事業
坂本の歴史・文化継承事業
生涯スポーツ推進事業
- 産業振興部会 … 地域農業振興事業（人農地プラン）
美乃坂本駅南側地域活性化検討事業
移住者から見た坂本地域の魅力発見事業

【全体的な取り組み・イベント】

- まち協だより発行事業（2 回程度）
- 坂本を知る～資料編～発行事業
- まちづくり推進協議会のキャッチフレーズおよびロゴ作成事業
- リニア学習会の開催（坂本小学校 5 年生対象） 日時未定（12 月頃予定）
- 第 49 回区民運動会 10 月 17 日（日）開催予定（主催：坂本体育協会）
- 坂本夏祭りの開催 7 月 25 日（日）開催予定
- 「コミュニティ助成事業」による備品の地域イベント活用事業

※「コミュニティ助成事業（宝くじ助成金）」とは、「一般財団法人自治総合センター」が実施している宝くじの社会貢献広報事業です。昨年度、イベント用備品購入（かんたんテント 17 張）を申請しました。今年度採択され備品購入費 250 万円が自治総合センターから協議会に助成されます。

令和3年度 収支予算(案)

1. 収入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 繰越金	956,228	1,264,274	△ 308,046	前年度繰越金
2. 補助金	4,605,000	2,087,000	2,518,000	リサイクル補助金 100,000円 リニア沿線地域交付金 350,000円 地域一括交付金 1,655,000円 地域コミュニティ助成 2,500,000円
3. 会 費	600,000	600,000	0	200円×3,000世帯
4. 売払収入	50,000	100,000	△ 50,000	リサイクルボックス売上金
5. 繰入金	0	63,764	△ 63,764	基金会計繰入金
6. 諸収入	772	962	△ 190	預金利子等
合 計	6,212,000	4,116,000	2,096,000	

2. 支出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 会議費	50,000	50,000	0	総会、各部会
2. 事業費	2,865,000	2,989,000	△ 124,000	まち協だより等発行事業 高齢者生活支援事業 地域安心安全事業 まち協PR事業 地域イベント事業 駅前トイレ清掃
3. 事務費	200,000	200,000	0	消耗品、事務経費等
4. 備品費	2,800,000	100,000	2,700,000	イベント用テント 17張
5. 予備費	297,000	777,000	△ 480,000	
合 計	6,212,000	4,116,000	2,096,000	

※科目間の流用を認める。

令和3年度 坂本地域まちづくり推進協議会 役員名簿

※任期:令和2年度～令和3年度

■役員

役 職 名	氏 名
会 長	市岡 勉
副 会 長	原田 幸久 伊藤 節子
事 務 局 長	梅本 真人
会 計	安藤 鉦治
監 事	加藤 正和 桃井奈津男
総務企画部会長	山田 英夫
生活福祉部会長	長谷川節子
教育文化部会長	丸山 優
産業振興部会長	山田 正義

■協議会組織図

